る事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一　農林中央金庫

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

三　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

四　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（貸付資格の認定）」を付し、同条を次のように改める。

第七条　貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期

二　経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法

第八条の見出しを削り、同条第一項中「経営等改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に、「以下」を「第三項において」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行う」を「経営等改善措置を実施する」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入」を「経営等改善措置を実施すること」に、「、行う」を「、同条第一項の認定をする」に改め、同条第二項中「生活改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に改め、「申請者」の下に「（その者が団体である場合には、その団体を構成する者）」を加え、「合理的な生活方式を導入する」を「生活改善措置を実施する」に、「当該生活方式を導入する」を「当該生活改善措置を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改め、同条第三項中「青年漁業者等養成確保資金の貸付け」を「都道府県知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に、「近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の基礎を形成する」を「青年漁業者等養成確保措置を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改める。

第十五条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「事業」の下に「の全部」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「補助金、貸付金」の下に「及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）」を加え、「前条」を「第十一条」に、「及び」を「並びに」に、「貸付金、」を「貸付金等、」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（融資機関が行う貸付け）

第十二条　都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

2　第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて、前三条の規定は融資機関について準用する。

第四章　国土交通省関係

（建築士法の一部改正）

第六条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条―第四十四条」を「第三十七条―第四十三条」に改める。

第十条の三を削り、第十条の二の二を第十条の三とする。

第十条の十九第一項中「第十条の二の二の」を「第十条の三の」に、「第十条の二の二第一項各号」を「第十条の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

第十条の二十二及び第十一条第一項中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改める。

第十五条の七を削る。

第十六条第三項中「第十五条の六」を「前条」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第四十一条第八号」を「第四十条第八号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号から第十三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、第十章中同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

第四十条中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条中「いずれかに該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第十三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十四号中「閲覧させた者」を「閲覧させたとき。」に改め、同条第十五号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十八号中「者（第三十八条第一号」を「とき（第三十七条第一号」に、「者を除く。）」を「場合を除く。）。」に改め、同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条中「第三十八条」を「第三十七条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条第一号中「第十条の二の二第五項」を「第十条の三第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

別表第一中「第十条の二の二」を「第十条の三」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第七条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の三を次のように改める。

（都道府県知事への書類の写しの送付等）

第七十八条の三　国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを、遅滞なく、宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

一　第三条第一項の免許をした場合　第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類

二　第九条の規定による届出を受理した場合　当該届出に係る書類